

財団法人 大原美術館

設立趣意書
寄附行為

昭和五年十一月五日 創 設 開 館

昭和十年三月十六日 法人設立許可

財団法人 大原美術館設立趣意書

財団法人大原美術館設立ノ趣旨ハ、曩ニ私設大原美術館ヲ公開スルニ当リ、昭和五年十一月五日開館式場ニ於テ大原孫三郎ガ公表セル「大原美術館設立趣意書」ニ明示セシ所ニシテ、当時既ニ今日ヲ予想公約セルモノナリ。依ツテ該趣意書ノ全文ヲ茲ニ添附シ、以テ本館設立ノ動因並ニ本館所蔵ノ芸術品ト設立者トノ關係ヲ明カニセントス。仍チ本館設立ノ趣旨ハ、故児島虎次郎ガ生前未完成ノ志ヲ尚ソノ死後ニ於テ展ベシメントスルモノニシテ、彼ガ磅セル精神力ト、ソノ不退転ノ努力ノ結晶タル遺作ト、ソノ刻苦精励ヲ以テ蒐集セル泰西ノ絵画並ニ美術工芸品トニヨリテ、本邦芸術界ニ寄与スル所アランコトヲ欲スル微意ニ外ナラズ而シテ、本館公開以来四ヶ年ノ実績ハ、設立者ヲシテコレ等ノ企図ノ従事ナラザリシヲ確信セシメタリ。今ヤ本館ヲ財団法人組織ニ変更セントスル所以ノモノハ、ソノ存立ノ基礎ヲ一層強固不拔ノモノトシ、永久ニ芸術報國ノ誠ヲ致サントスルニアリ。共同設立者児島 一郎ハ故虎次郎ノ嗣子ニシテ、深く大原孫三郎ノ趣旨ニ賛シ、且ツ先考ノ余榮之ニ過グルモノナキコトヲ欣ビ、ソノ遺作約七百点中ヨリ各時代ノ代表作品壺百七拾余点ヲ撰出提供シテ、明治大正年間ニ於ケル一面徒ガ研鑽ノ足跡ヲ示シ、又先考ガ研究ノ資料トシテ蒐集シ、四時座右ニ愛蔵シテ 芸術的感奮ノ源泉トナセシ所ノ遺品数百点ヲ寄附シ、以テ相共ニ先考ノ遺志ヲ顕彰シ、斯界ニ報謝セントスルモノナリ。

昭和十年一月二十一日

設立者	大 原 孫 三 郎
同	児 島 號 一 郎

附 大原美術館設立趣意書

私が此度小規模ながら美術館を建築致しましたのは、昨年亡くなりました児島虎次郎君を記念する為に、同君の作品及同君が生前渡欧の上心血を注いで蒐集致しました泰西画家の作品並に古代エジプトの古芸術品或は外邦古陶器類を陳列する目的でありまして、聊かなりとも同君の生前の仕事が斯道に志す人達或は一般愛好者の御役に立てば仕合せと思ひます。私は児島君が始めて洋画に志を立てた少壮の頃から親しく交り来つたものでありますが、その生涯を通じて研鑽に心血を傾倒したことは誠に感嘆に値したものでありまして、君を知る何人も嘆称措かなかつた所で御座います。先年三度目の歐洲留学から帰朝した際に話したことでありますが、仏蘭西画壇の重鎮であつて、同君を多年指導したアマンジャン画伯が「君の技は今迄は坦々たる平原を歩いて来たのであるが、今大川の堤に到達したのである。此堤迄は何人も努力次第で到達し得るのであるが、此大川を越えて彼岸に達するには尋常一様の努力では至難である。」と切に発奮蹶起を促したと言ふ事であります。此激励には深く感動し堅き決意を語って居りました。爾来、益々日に夜を継いで研究に心を砕きました。又同君は仏国サロンの正会員に推され、毎年その力作を巴里の展覧会に送って居りました。自己の一代では至難であるが、将来日本人が世界の檜舞台に名を成すの日を期すとその志を語ったこともありました。君は又常に自分は研究の中途であつて未だ自分の作品は絵とは言へぬ。仏国画壇で四五十は青年である。モネ、ルノアールの如き大家は七十八にして尚孜孜として力作に没頭して居る。自分も六十にでもなれば少しは絵がかける様になるかも知れぬと語ったこともあります。此泰西絵画の蒐集も君自身の参考資料として少しく集めたいと言ふのが其動機で御座いました。君は天稟の才能もあり、勃々たる青雲の志を抱き之

に懸命の努力をつづけたのでありますから、若し今後十年二十年の天寿を全うすることが出来ましたら、大成と迄には至らずとも今少しは大きな仕事を残したでありませうに、春秋に富む身を以て突然倒れたのは誠に残念に堪へぬ次第であります。君の志を遂げさせることの出来なくなった今日、せめて君を永久に記念するために、其生涯の努力を語る作品と君が斯界に寄与せんことを希って蒐集したものとを陳列公開することは、私に与へられました義務であるように感じて遂に此館を造りました。将来此美術館が少しでも世に貢献する所があれば兎島君も地下に満足する所であり、私の微意もその目的を達する次第で御座います。将来此美術館は財団法人の組織として永久に存続せしめたい考を持って居ります。尚此機会に此建築の設計、工事陳列其他特別なる尽力に預りました諸君に対し厚く感謝の意を表します。

昭和五年十一月五日

大 原 孫 三 郎

財団法人大原美術館寄附行為

昭和四十四年十月一日変更認可
平成十六年六月二十一日変更認可
平成十八年四月十九日変更認可
平成十九年三月十五日変更認可

第一章 目的及事業

第一条

本財団は故児島虎次郎記念として美術の研究發達に資する為次の事項を行うことを以て目的とす

- 一、 故児島虎次郎作品並に其の蒐集に係る絵画、美術品等の保管をなすこと
- 二、 故大原孫三郎の蒐集に係る泰西絵画、埃及古美術品、外邦古陶器等の保管をなすこと
- 三、 絵画、美術品の保管並に保管の委託を受くること
- 四、 絵画、美術品を陳列し一般の觀覽に供すること
- 五、 美術に関する印刷物を刊行すること
- 六、 前各号に附帯する事業をなすこと

第二章 名称

第 二 条 本財団は財団法人大原美術館と称す

第 三 章 事 務 所

第 三 条 本財団は事務所を岡山県倉敷市中央一丁目一番十五号に置く

第 四 章 資 産 及 会 計

第 四 条 本財団の資産は次のものより成る

- 一、本財団設立当時に於ける設立者の寄附に係る別紙財産目録記載の財産
- 二、本財団設立と同時に故大原総一郎の寄附に係る別紙財産目録記載の土地
- 三、本財団設立後の寄附物件
- 四、別紙入館規定に依る観覧料金
- 五、その他の諸収入

第 五 条 前条第一号及び第二号に掲ぐる財産ならびに第七条及び第九条の規定により基本財産に編入された財産を以て本財団の基本財産とす
基本財産はこれを消費することを得ず

但し、本財団の内容を充実向上せしむる目的の場合に限り、理事会及び評議員会の決議を経、且つ主務官庁の許可を得て基本財産の一部を処分することができる

第 六 条 本財団の資産は理事会及評議員会の決議を経て理事長之を管理す

第 七 条 本財団の経費は基本財産並に事業より生ずる諸収入及其の他の収入を以て之に充て剰余あるときは基本財産に編入し、若しくは次年度に繰越すことを得

第 八 条 本財団は其の目的を賛し篤志家より金品寄附の申出ありたるときは、之を受理することを得

第 九 条 前条の寄附は理事会の決議を経て、其の一部若しくは全部を基本財産に編入し他は翌年度の収入に繰入れるものとす
但し使途を指定せる寄附は此の限りにあらず

第 十 条 本財団の歳入歳出予算は、年度開始前理事長之を作成し、評議員会の決議を経て之を定め歳入歳出決算は年度終了後二ヶ月以内に理事長之を作成し、理事会及監事の承認を経て評議員会の同意を得るものとす

第 十 一 条 本財団の会計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る

第 五 章 役 員 及 職 員

第 十 二 条 本財団に次の役員を置く

- 一、理 事 長 一名
- 二、理 事 八名以上十二名以内
(理事長一名を含む)
- 三、監 事 二名

第 十 三 条 一、理事長は理事の互選とす

理事長事故あるときは、あらかじめ理事会の議決を経て定めた
順序により他の理事之を代理す

二、理事の互選により副理事長、専務理事、常務理事を置くことが
できる

第 十四 条 理事は評議員会に於いて選任す

第 十五 条 監事は理事会、評議員会の決議により理事長之を委嘱す

監事は理事、評議員又は本財団の職員と兼ねてはならない

理事の内には各理事とその配偶者又は三親等以内の親族その他特殊の
関係のある者の合計数が理事総数の三分の一を越えて含まれてはなら
ない

監事は相互に配偶者又は三親等以内の親族その他特殊の関係があつて
はならない

第 十六 条 理事及監事の任期は二年とす 但し再任を妨げず

補欠により就任したる役員の任期は前任者の残任期間とす

第 十七 条 理事及監事は任期満了と雖後任者の就任する迄は尚其の職務を行う
ものとす

第 十八 条 本財団は有給の職員を置くことを得

前項職員は理事長之を任免す

監事にはその地位にある事に対して、報酬又は給与を支給しない

第 十九 条 役員及職員の職務は次の通りとする

- 一、理事長は本財団を代表し業務を総轄す
- 二、理事は理事長を補佐し、本財団の業務を執行す
- 三、監事は本財団の業務を監査す
- 四、職員は理事長の命に依り本財団の業務に従事す

第六章 会 議

第 二十 条

- 一、理事会は必要の都度、理事長之を招集す
- 二、理事長は、理事総数の三分の二以上の理事から会議に付議すべき事項を示して、理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から、七日以内にこれを招集しなければならない
- 三、理事長が前項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる

この場合における理事会の議長は出席理事の互選によって定める

第二十一条

会議の議長は理事長とす

第二十二条

会議は、この寄附行為に別段の定めがある場合のほか、理事総数の三分の二以上の出席がなければ、会議を開き、決議することができない
この場合において、会議に付議される事項につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす

第二十三条

- 一、理事会の議事は法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決し、可否同数となるときは、議長の決す

るところによる

二、次に掲げる事項については、理事総数の三分の二以上の決議を必要とする

一、予算、決算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）及重要な資産の処分に関する事項

二、公益を目的とする事業以外の事業に関する事項

三、幹部の人事その他の重要な事項

三、前項各号に掲げる事項については、理事長において評議員会の同意を得なければならない

第二十四条 監事は本財団の諸般の会議に出席し、意見を陳ぶることを得

第二十五条 総べて会議の招集は開会日より七日前迄に会議の目的たる事項、日時及場所を当該議員に通達して之を為す

但し緊急止むを得ざる場合は此の限りにあらず

第七章 評議員及評議員会

第二十六条 本財団に次の評議員を置く

一、評議員 十二名以上十八名以内

第二十七条 設立当初の評議員は設立者之を委嘱す

死亡其の他の事由により将来新に評議員を委嘱する場合は評議員会及理事会の決議を経て理事長之を選任す

- 第二十八条 評議員の任期は二年とす 但し再任を妨げず
補欠により就任したる評議員の任期は前任者の残任期間とす
- 第二十九条 評議員は任期満了と雖後任者の就任する迄は尚其の職務を行うものとする
- 第三十条 評議員にはその地位にある事に対して、報酬又は給与を支給しない
- 第三十一条 評議員は評議員会を組織し、本寄附行為の規定したる事項の外理事会に於て必要と認めたる事項を決議す
- 第三十二条 一、評議員会は、評議員をもって構成す
二、評議員会は理事長之を招集す
三、評議員会の議長は出席評議員の互選とす
四、第二十二条、第二十三条第一項、第二項、第二十五条は評議員会に於て準用す
この場合、これらの規定中「理事」は「評議員」と、「会議」「理事会」は「評議員会」と読み替えるものとする

第八章 解 散

- 第三十三条 本財団は理事及評議員全部の決議を得、主務官庁の許可を得るに非ざれば合併又は解散することを得ず
- 第三十四条 本財団解散の場合に於ける資産の処分方法は理事全員及評議員四分の三以上の決議を得、主務官庁の許可を受けて同一目的其の他の公益事業を行なう法人に寄附するものとする

第九章 附 則

- 第三十五条 本寄附行為は評議員四分の三以上及理事の四分の三以上の決議を経たる上主務官庁の認可を受くるに非ざれば、之を変更することを得ず
- 第三十六条 本財団の事業遂行に必要な規則は、理事会及評議員会の決議を経て別に之を定む
- 第三十七条 設立当初の理事は設立者之を定む